

○総務省令第七十二号

地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の一部の施行及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百三十七号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月二十二日

総務大臣 松本 剛明

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



進ずる金額)との合計額を記載すること。

8～22 〔略〕

23 「資本金の額(外貨)」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。

24 「資本準備金の額(外貨)」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。

25 「資本剰余金の額(外貨)」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。

26～28 〔略〕

第六号様式(その3) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式別紙十 挿入〕

第六号様式(その3) 記載要領

〔1～6 略〕

7 「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄は、資本金の額又は出資金の額と会社法第481条又は第614条に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、会社計算規則の規定に基づき計算した同令第76条第2項第3号又は第3項第3号に規定する資本剰余金の金額(同法第2条第1号に規定する会社以外の法人にあつては、これらに準ずる金額)との合計額を記載すること。

8～22 〔略〕

24 「資本金の額(外貨)」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。

25 「資本準備金の額(外貨)」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。

26 「資本剰余金の額(外貨)」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。

27～29 〔略〕

第六号様式別表五の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式別紙十一 挿入〕

第六号様式別表五の二(入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式 略〕

〔第六号様式別表五の二記載要領 略〕

第六号様式別表五の二三(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式別紙十三 挿入〕

7～21 〔同左〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

22～24 〔同左〕

第六号様式(その3) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式別紙九 挿入〕

第六号様式(その3) 記載要領

〔1～6 同左〕

〔新設〕

7～22 〔同左〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

23～25 〔同左〕

第六号様式別表五の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式別紙十一 挿入〕

第六号様式別表五の二(入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式 同上〕

〔第六号様式別表五の二記載要領 同左〕

第六号様式別表五の二三(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

〔様式別紙十三 挿入〕

第六号様式別表五の二三（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

【様式 留】

第六号様式別表5の2の3記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22、法附則第9条第1項、第4項から第7項まで、第18項若しくは第24項又は政令第20条の2の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

【2～10 略】

様式別表五の二三（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

【様式 留】

第六号様式別表5の6の3記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法附則第9条第13項又は第14項（これらの規定を同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において同条第13項又は第14項の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

【2 略】

- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る「報酬給与額」から「付加価値額からの控除額」までの各欄の金額等について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれ~~の事業ごとに提出すること。~~

- 4 「適用可否」の欄は、次に掲げる場合（②は令和6年4月1日以後に開始する事業年度、⑤は令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。）のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。  
【(1)～(4) 略】

- 5 「租税特別措置法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等が法附則第9条第14項の規定の適用を受ける場合

- 5 「前事業年度」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の5第5項第4号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たつては、それぞれ次に定めるところによること。

- (1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額」から「②のうち雇用安定助成金額」までの各欄（租税特別措置法施行令第27条の12の5第18項第2号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の5第5項第3号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の5第1項第2号イに規定する他の者から支払を受ける金額又は同条第5項第6号イに規定する雇用安定助成金額を、各

第六号様式別表五の二三（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

【様式 同上】

第六号様式別表5の2の3記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22、法附則第9条第1項、第4項から第7項まで、第17項若しくは第23項又は政令第20条の2の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

【2～10 同左】

様式別表五の二三（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

【様式 同上】

第六号様式別表5の6の3記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法附則第9条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において同条第13項の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

【2 同左】

- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る「報酬給与額」から「付加価値額からの控除額」までの各欄の金額等について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれ~~の事業ごとに提出すること。~~

- 4 「適用可否」の欄は、次に掲げる場合（②は、令和6年4月1日以後に開始する事業年度に限る。）のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。  
【(1)～(4) 同左】

【新設】

- 5 「前事業年度又は前連結事業年度」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の5第5項第4号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たつては、それぞれ次に定めるところによること。

- (1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額」から「②のうち雇用安定助成金額」までの各欄（租税特別措置法施行令第27条の12の5第18項第2号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）附則第45条の2第3項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の5第5項第3号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。）の支給額、その給

欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。

- 「適用年度の月数」⑳の欄 欄中「㉑の前事業年度の月数」とあるのは、  
②の前事業年度の月数」  
「前一年事業年度の月数の合計数」として計算すること。
- (2) 「比較雇用者給与等支給額⑳」の欄 欄中「㉒-㉓+㉔」とあるのは、「㉒+㉔の  
外書）」- (㉓+㉔の外書)) + (㉒+㉔の外書))」として計算すること。
- (4) 「調整比較雇用者給与等支給額㉑」の欄 欄中「㉒-㉓」とあるのは、「㉒+㉔の  
外書)) - (㉓+㉔の外書))」として計算すること。
- 6 租税特別措置法施行令第27条の12の5第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12  
項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇  
用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。
- (1) 「比較雇用者給与等支給額㉑」の欄 租税特別措置法第42条の12の5第5項第11号に規  
定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。
- (2) 「調整比較雇用者給与等支給額㉑」の欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第21項  
(第2号に係る部分に限る。)の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第5  
項第6号ロに掲げる金額を記載すること。
- 7 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、法附則第  
9条第13項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、当該各欄の記載  
に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。
- (1) 当該適用年度の月数と、「事業年度等㉒」の「前事業年度2」の月数とが同じ場合  
「事業年度等㉒」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉑」ま  
での「前一年事業年度特定期間3」の各欄は、記載しないこと。
- (2) 「事業年度等㉒」の「前事業年度2」の月数が当該適用年度の月数に満たない場合  
「継続雇用者に対する給与等の支給額㉑」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者  
比較給与等支給額㉑」までの「前事業年度2」の各欄は、記載しないこと。
- (3) 「事業年度等㉒」の「前事業年度2」の月数が当該適用年度の月数を超える場合 「事  
業年度等㉒」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉑」までの  
「前一年事業年度特定期間3」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇  
用者比較給与等支給額㉑」の「前事業年度2」の欄には「差引㉑」の「前事業年度2」の  
欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の5第7項第2号ロに規定する前事業年  
度特定期間に対応する金額を記載すること。

与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の5第1項第2号イに規定する他の者から支  
払を受ける金額又は同条第5項第6号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそ  
れぞれ外書として記載すること。

- 「適用年度の月数」㉑の欄 欄中「㉒の前事業年度又は  
前連結事業年度の月数」  
②の前事業年度又は前連結事業年度の月数」  
「前一年事業年度等の月数の合計数」として計算すること。
- (2) 「比較雇用者給与等支給額⑳」の欄 欄中「㉒-㉓+㉔」とあるのは、「㉒+㉔の  
外書)) - (㉓+㉔の外書)) + (㉒+㉔の外書))」として計算すること。
- (4) 「調整比較雇用者給与等支給額㉑」の欄 欄中「㉒-㉓」とあるのは、「㉒+㉔の  
外書)) - (㉓+㉔の外書))」として計算すること。
- 6 租税特別措置法施行令第27条の12の5第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12  
項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇  
用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。
- (1) 「比較雇用者給与等支給額㉑」の欄 租税特別措置法第42条の12の5第5項第11号に規  
定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。
- (2) 「調整比較雇用者給与等支給額㉑」の欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第21項  
(第2号に係る部分に限る。)の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第5  
項第6号ロに掲げる金額を記載すること。
- 7 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当  
たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。
- (1) 当該適用年度の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等㉒」の「前事業年度等2」  
の月数とが同じ場合 「事業年度等又は連結事業年度等㉒」から「継続雇用者給与等支  
給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉑」までの「前一年事業年度特定期間等3」の各  
欄は、記載しないこと。
- (2) 「事業年度等又は連結事業年度等㉒」の「前事業年度等2」の月数が当該適用年度の  
月数に満たない場合 「継続雇用者に対する給与等の支給額㉑」から「継続雇用者給与  
等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉑」までの「前事業年度等2」の各欄は、記  
載しないこと。
- (3) 「事業年度等又は連結事業年度等㉒」の「前事業年度等2」の月数が当該適用年度の  
月数を超える場合 「事業年度等又は連結事業年度等㉒」から「継続雇用者給与等支給  
額及び継続雇用者比較給与等支給額㉑」までの「前一年事業年度特定期間等3」の各欄  
は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉑」の「前事  
業年度等2」の欄には「差引㉑」の「前事業年度等2」の欄の金額のうち租税特別措置  
法施行令第27条の12の5第7項第2号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額  
を記載すること。

- 8 「継続雇用者に対する給与等の支給額②」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第5項第4号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。
- 9 「②のうち所得等課税事業に係る額又は②×④/⑦ ⑩」の欄は、「調整雇用者給与等支給額②」のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る額を記載すること。
- 10 「②のうち収入金額等課税事業に係る額又は②×④/⑦ ⑩」の欄は、「調整雇用者給与等支給額②」のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る額を記載すること。
- 11 「②のうち特定ガス供給業に係る額又は②×④/⑦ ⑩」の欄は、「調整雇用者給与等支給額②」のうち法第72条の2第1項第4号に掲げる事業（以下この記載要領において「特定ガス供給業」という。）に係る額を記載すること。
- 12 次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業員数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業員数⑤」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業員数⑥」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下この記載要領において「事業税を課されない事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）を合計した数を記載すること。

【(1)～(3) 略】

第六の五第七の三第六（田塚日本租業限登）（銀井泰昭送）

- 8 「継続雇用者に対する給与等の支給額③」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第5項第4号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。
- 9 「①のうち所得等課税事業に係る額又は①×④/⑦ ⑩」の欄は、「調整雇用者給与等支給額①」のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る額を記載すること。
- 10 「①のうち収入金額等課税事業に係る額又は①×④/⑦ ⑩」の欄は、「調整雇用者給与等支給額①」のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る額を記載すること。
- 11 「①のうち特定ガス供給業に係る額又は①×④/⑦ ⑩」の欄は、「調整雇用者給与等支給額①」のうち法第72条の2第1項第4号に掲げる事業（以下この記載要領において「特定ガス供給業」という。）に係る額を記載すること。
- 12 次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業員数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業員数⑤」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業員数⑥」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下この記載要領において「事業税を課されない事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）を合計した数を記載すること。

【(1)～(3) 同左】

第六の五第七の三第六（田塚日本租業限登）（銀井泰昭送）

【様式 別紙十八 挿入】

【第6号様式別表6記載要領 略】

第六号の三様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

【様式 別紙二十 挿入】

第六号の三様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

【様式 留】

第6号の3様式記載要領

1 この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人(同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人を除く。)が前事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。

【2～6 略】

7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2ロ又はハ(政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

$$8 \quad \text{「 予定申告税額 } \left[ \begin{array}{l} \text{①} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \\ \text{②} \end{array} \right] \text{ の欄は、当該事業年度開始の日から} \text{」}$$

法第53条第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。)が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

【9～12 略】

第六号の三様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

【様式 別紙二十一 挿入】

第六号の三様式(その2) (入力用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

【様式 留】

第6号の3様式(その2) 記載要領

1 この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人(同項第1号又は第2

【様式 別紙十七 挿入】

【第6号様式別表6記載要領 同左】

第六号の三様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

【様式 別紙十九 挿入】

第六号の三様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

【様式 回上】

第6号の3様式記載要領

1 この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人(同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人を除く。)が前事業年度又は前連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。)の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。

【2～6 同左】

7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2ロ若しくはハ(政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第23条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

$$8 \quad \text{「 予定申告税額 } \left[ \begin{array}{l} \text{①} \times \frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}} \\ \text{②} \end{array} \right] \text{ の欄は、当該事業年} \text{」}$$

度開始の日から法第53条第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。)が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

【9～12 同左】

第六号の三様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

【様式 別紙二十二 挿入】

第六号の三様式(その2) (入力用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

【様式 回上】

第6号の3様式(その2) 記載要領

1 この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人(同項第1号又は第2

号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第4号に掲げる事業を行う法人を除く。)が前事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。

[2～6 略]

7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2ロ又はハ(政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

$$8 \quad \text{予定申告税額} \quad \left[ \begin{array}{l} \text{①} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \\ \text{②} \end{array} \right] \quad \text{の欄は、当該事業年度開始の日から}$$

法第53条第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(曆に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。)が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

[9～12 略]

第6号の3様式(その3)記載要領  
第6号の3様式(その3)記載要領

1 この申告書は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う法人(同項第1号、第2号又は第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業のうち2以上の事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人を含む。)が前事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。

[2～6 略]

7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2ロ又はハ(政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第4号に掲げる事業を行う法人を除く。)が前事業年度又は前連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。)の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。

[2～6 同左]

7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2ロ若しくはハ(政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第23条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

$$8 \quad \text{予定申告税額} \quad \left[ \begin{array}{l} \text{①} \times \frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}} \\ \text{②} \end{array} \right] \quad \text{の欄は、当該事業年}$$

度開始の日から法第53条第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(曆に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。)が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

[9～12 同左]

第6号の3様式(その3)記載要領  
第6号の3様式(その3)記載要領

1 この申告書は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う法人(同項第1号、第2号又は第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業のうち2以上の事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人を含む。)が前事業年度又は前連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。)の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。

[2～6 同左]

7 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の2ロ若しくはハ(政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第23条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)に

<p>「 ① × <math>\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}</math> 」 ② の欄は、当該事業年度開始の日から</p> <p>8 予定申告税額</p> <p>法第53条第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。</p> <p>〔9～12 略〕</p> <p>第二十号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第十条関係）  <del>第二十号の三様式（提出用）</del>  <del>第二十号の三様式（入力用）</del>（用紙日本産業規格A4・草色）（第十条関係）      〔様式 Ⅱ〕</p> <p>第20号の3様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、<u>前事業年度の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用すること</u>。</p> <p>〔2～6 略〕</p> <p>7 「<u>前期未現在の資本金等の額</u>」の欄は、法第292条第1項第4号の2ロ又はハ（政令第45条の4において準用する政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。</p>	<p>上る改正前の政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。</p> <p>「 ① × <math>\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}</math> 」 ② の欄は、当該事業年</p> <p>8 予定申告税額</p> <p>度開始の日から法第53条第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。</p> <p>〔9～12 同左〕</p> <p>第二十号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第十条関係）  <del>第二十号の三様式（提出用）</del>  <del>第二十号の三様式（入力用）</del>（用紙日本産業規格A4・草色）（第十条関係）      〔様式 同Ⅱ〕</p> <p>第20号の3様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、<u>前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用すること</u>。</p> <p>〔2～6 同左〕</p> <p>7 「<u>前期未現在の資本金等の額</u>」の欄は、法第292条第1項第4号の2ロ若しくはハ（政令第45条の4において準用する政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第292条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。</p> <p>「 ① × <math>\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}</math> 」 ② の欄は、当該事業年</p> <p>8 予定申告税額</p> <p>度開始の日から法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。</p> <p>〔9・10 同左〕</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の「」の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

### (法人の道府県民税、市町村民税及び都民税に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（次条において「新規則」という。）の規定中法人の道府県民税、市町村民税及び都民税に関する部分は、この省令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税については、なお従前の例による。

### (法人の事業税及び特別法人事業税に関する経過措置)

第三条 新規則の規定中法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される特別法人事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される特別法人事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される特別法人事業税については、なお従前の例による。

送信年月日 通信日付印 確認 整理番号 事務所 管理番号 申告区分

受付印

令和 年 月 日 法人番号 法人税の令和 年 月 日 申告年月日 事業種目 期末現在の資本金の額又は出資金の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度の 道府県民税の申告書

事業税 所得割 資本割 収入割 特別法人事業税 所得金額の計算の内訳 還付請求中間納付額

署 関与税理士名

(電話)

Table with columns: 発信年月日, 通信日付印, 整理番号, 事務所, 区分, 管理番号, 申告区分

受付印

Header information including date (令和 年 月 日), company name (法人名), address (所在地), and representative name (代表者氏名).

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の申告書

Main tax calculation table with columns: 摘要 (Summary), 課税標準 (Tax Standard), 税率 (Tax Rate), 税額 (Tax Amount), and 税割額 (Tax Reduction Amount). Includes sections for Corporate Tax (事業税) and Special Corporate Tax (特別法人事業税).

署名 (Signature) and 署与税理士名 (Tax Agent Name) on the right side of the table.

(電話) (Phone Number) on the right side of the table.

1	整理番号	事務所	管理番号	申告区分
		A		

25	法人番号	37	申告基礎	00	38	申告年月日	43
						年 月 日	

12	B	期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	86
----	---	---------------------------------------	----

87	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額
88	期末現在の資本金等の額

事業年度 44 49 50 55

12	B	28			
		29			000
		30			000
		31			000
		32			000
		33			000
		34			
		35			000
		36			
		37			000
		38			
		39			000

12	B	75			00
		76			00
		77			00
		78			00
		79			00

80				00
----	--	--	--	----

81				00
----	--	--	--	----

82				00
----	--	--	--	----

40				00
----	--	--	--	----

42				
----	--	--	--	--

44				00
----	--	--	--	----

46				00
----	--	--	--	----

48				00
----	--	--	--	----

50				00
----	--	--	--	----

52				
----	--	--	--	--

83				00
----	--	--	--	----

84				00
----	--	--	--	----

55				00
----	--	--	--	----

57				00
----	--	--	--	----

59				
----	--	--	--	--

61				
----	--	--	--	--

63				
----	--	--	--	--

64				
----	--	--	--	--

65				
----	--	--	--	--

66				
----	--	--	--	--

67				
----	--	--	--	--

68				
----	--	--	--	--

69				
----	--	--	--	--

70				
----	--	--	--	--

71				
----	--	--	--	--

72				
----	--	--	--	--

56	予備	85	用途別税金等
		01	
		02	
		03	
		04	
		05	000
		06	000
		07	
		08	
		09	
		10	
		11	
		12	
		13	00
		14	00
		15	
		16	00
		17	
		18	00
		19	00
		20	00
		21	00
		22	
		23	
		24	000
		25	
		26	000
		27	

73	法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額
74	収入金額課税された事業に係る所得金額

12	B	89	分割基礎	分割原数
住民税	総数	90		
	本県分	91		
	東京都市町村分	92		
事業税	1	総数	93	
		本県分	94	
	2	総数	95	
		本県分	96	
	3	総数	97	
		本県分	98	

売上高	総数	99		
軌道又は鉄道	100			

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			A		

25	法人番号	37	申告基礎	00	38	申告年月日	43
						年 月 日	

86	期末現在の資本金の額 (解散日現在の額)
101	期末現在の資本金の額及び 資本剰余金の額の合算額 (解散日現在の額)

87	期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
88	期末現在の 資本金等の額

事業年度

44	49	50	55
----	----	----	----

28			
29			000
30			000
31			000
32			000
33			000
34			
35			000
36			
37			000
38			
39			000

75			00
76			00
77			00
78			00
79			00

80			00
81			00

82			00
40			00
42			
44			00
46			00
48			00
50			00
52			

83			00
84			00
55			00
57			00
59			
61			

63			
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			

85	12 B	使途秘匿金 税額等
01		
02		
03		
04		
05		000
06		000
07		
08		
09		
10		
11		
12		
13		00
14		00
15		
16		00
17		
18		00
19		00
20		00
21		00
22		
23		
24		000
25		
26		000
27		

41			
43			00
45			
47			00
49			00
51			

53			00
54			00

56			
58			00
60			00
62			

住民税	総数	90		
	本県分	91		
	東京都 市町村分	92		
事業税	総数	93		
	1 本県分	94		
	2 本県分	96		
	総数	95		
	3 本県分	97		
	総数	98		

73	法人税の繰戻しがある 場合の繰越欠損金額
74	収入金額課税された 事業に係る所得金額

売上高	総数	99		
	軌道又は は 鉄道	100		

Table with columns: 発行年月日, 通信日付印, 整理番号, 事務所, 区分, 管理番号, 申告区分



Header section containing: 令和 年 月 日 殿, 法人番号, 事業種目, 申告年月日, 所在地, 代表者名, 期末現在の資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の 申告書

Main table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額, 税額, 備考. Rows include: 第一号に掲げる事業 (所得割, 付加価値割, 資本割), 第二号に掲げる事業 (所得割, 付加価値割, 資本割), 第三号に掲げる事業 (所得割, 付加価値割, 資本割), 均等割, 合計事業税額, 特別法人事業税, 特別法人事業税額

署名欄 (署名), 印 (印), 電話 (電話)





住 民 税	総数	101							
	本県分	102							
	東京都 市町村分	103							
事 業 税	総数	104							
	本県分	105							
	総数	106							
1	本県分	107							
	総数	108							
2	本県分	109							
	総数	109							

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	24
			A			
				38	申告年月日	43
					年 月 日	

法人番号	25	37

期末現在の資本金の額 (解散日現在の額)	97
期末現在の資本金の額及び 資本剰余金の額の合算額 (解散日現在の額)	112

事業年度	44	49	50	55

期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	98
期末現在の 資本金等の額	99

12	B	28			
		29			000
		30			000
		31			000
		32			000
		33			000
		34			
		35			000
		36			
		37			000
		38			
		39			000
		40			
		41			000
		42			
		43			000
		44			
		45			000
		46			
		47			000

12	B	81			00
		82			00
		83			00
		84			00
		85			00

86				00
----	--	--	--	----

87				00
----	--	--	--	----

88				00
----	--	--	--	----

89				00
----	--	--	--	----

90				00
----	--	--	--	----

91				00
----	--	--	--	----

92				00
----	--	--	--	----

48				00
----	--	--	--	----

50				
----	--	--	--	--

52				00
----	--	--	--	----

54				00
----	--	--	--	----

56				00
----	--	--	--	----

58				00
----	--	--	--	----

60				00
----	--	--	--	----

62				00
----	--	--	--	----

64				
----	--	--	--	--

93				00
----	--	--	--	----

94				00
----	--	--	--	----

95				00
----	--	--	--	----

68				00
----	--	--	--	----

70				00
----	--	--	--	----

72				
----	--	--	--	--

74				
----	--	--	--	--

12	B	96			
		01			
		02			
		03			
		04			
		05			000
		06			000
		07			
		08			
		09			
		10			
		11			
		12			
		13			00
		14			00
		15			
		16			00
		17			
		18			00
		19			00
		20			00
		21			00
		22			
		23			
		24			000
		25			
		26			000
		27			
		76			
		77			
		78			

法人税の繰戻しがある 場合の繰越欠損金額	79
収入金額課税された 事業に係る所得金額	80

売上高	総数	110			
	軌道又 は鉄道	111			

Header information table including 発信年月日 (Transmission Date), 整理番号 (Order Number), 事務所 (Office), 区分 (Division), 管理番号 (Management Number), and 申告区分 (Reporting Division).

Main header form containing 受付印 (Received Stamp), 令和 (Reiwa) year/month/day, 法人番号 (Corporate Number), 事業種目 (Business Type), 所在地 (Location), 代表者 (Representative), and 申告年月日 (Reporting Date).

令和 年 月 日 から令和 年 月 日 までの事業年度分の 道府県民税の 申告書

Main table for tax reporting, divided into sections for 所得割 (Income Tax), 収入割 (Income Tax), and 付加価値割 (Value-added Tax). It includes columns for 摘要 (Summary), 課税標準 (Tax Standard), 税率 (Tax Rate), and 税額 (Tax Amount).

(道府県民税)

署与税理士名

(電話)

(特別法人事業税)

		事業年度				法人名																		
(事業税)	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業										法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	77	兆	十億	百万	千	円	00						
	所得割	64	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	65	兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (77)× / 100)	78						00
	資本割	66					00	収入割	67						00	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	79						00	
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業										同上に対する特別法人事業税額 (79)× / 100)	80						00						
	所得割	68	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	69	兆	十億	百万	千	円	00	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	81						00
	資本割	70					00	収入割	71						00	同上に対する特別法人事業税額 (81)× / 100)	82						00	
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業										法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	83						00						
									付加価値割	72	兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (83)× / 100)	84						00
	資本割	73	兆	十億	百万	千	円	00	収入割	74					00	合計特別法人事業税額 (78+80+82+84)	85						00	
	⑩のうち見込納付額	75							差引	76						仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額	86							
											差引特別法人事業税額 (85-86)	87						00						
											既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	88							00					
											租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	89												
											この申告により納付すべき特別法人事業税額 (87-88-89)	90						00						
											⑩のうち見込納付額	91												
										差引 (90-91)	92													



(特別法人事業税)

		事業年度				法人名																		
(事業税)	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業										法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	77	兆	十億	百万	千	円	00						
	所得割	64	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	65	兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (77)× / 100)	78						00
	資本割	66					00	収入割	67						00	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	79						00	
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業										同上に対する特別法人事業税額 (79)× / 100)	80						00						
	所得割	68	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	69	兆	十億	百万	千	円	00	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	81						00
	資本割	70					00	収入割	71						00	同上に対する特別法人事業税額 (81)× / 100)	82						00	
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業										法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	83						00						
									付加価値割	72	兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (83)× / 100)	84						00
	資本割	73	兆	十億	百万	千	円	00	収入割	74					00	合計特別法人事業税額 (78+80+82+84)	85						00	
	⑩のうち見込納付額	75							差引	76						仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額	86							
											差引特別法人事業税額 (85-86)	87					00							
											既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	88					00							
											租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	89												
											この申告により納付すべき特別法人事業税額 (87-88-89)	90					00							
											⑩のうち見込納付額	91												
										差引 (90-91)	92													

	※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
法人名	法人番号				
	事業年度	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書 (法第72条の2第1項 第1号 第3号に掲げる事業 第4号)

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算				資 本 金 等 の 額 の 計 算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2㉓又は別表5の3㉔	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2㉑若しくは下表3㉒又は別表5の2の3㉓、 同表㉑、同表㉒、同表㉓若しくは同表㉔	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2㉕又は別表5の4㉖	②		当該事業年度の月数	⑬		月
	純支払賃借料 別表5の2の2㉗又は別表5の5㉘	③		$⑫ \times \frac{⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3㉑、同表㉒若しくは 同表㉓又は別表5の2の4㉒	⑮		
単年度損益 第6号様式㉙又は別表5㉚	⑤		差引 ⑭-⑮	⑯			
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ①/④	⑦		$\left[ \begin{array}{l} \text{⑰のうち1,000億円を超え} \\ \text{5,000億円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱			
雇用額の 安定計 控除額 ④ $\times\frac{70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	$\left[ \begin{array}{l} \text{⑰のうち5,000億円を超え} \\ \text{1兆円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲			
雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳			
雇用者給与等支給増加額 別表5の6の3㉛	⑩		国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数	㉑			人
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪		国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業者数	㉒			
			国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業者数	㉓			
			計 ⑳+㉑+㉒+㉓	㉔			
			課税標準となる資本金等の額 ㉔又は㉔ $\times$ ㉕/㉖、㉔ $\times$ ㉗/㉘若しくは㉔ $\times$ ㉙/㉚	㉕	兆 十億 百万 千 円		

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ㉖	当期中の減少額 ㉗	当期中の増加額 ㉘	差引期末現在の金額 ㉙ (㉖-㉗+㉘)
資本金の額 又は出資金の額	1	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額及び資本準備金 の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額	3			
期中に金額の増減が あった場合の理由等				

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書 (法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算			資本金等の額の計算		
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2㉓又は別表5の3㉔	①	資本金等の額 下表2㉑若しくは下表3㉒又は別表5の2の3㉓、 同表㉑、同表㉒、同表㉓若しくは同表㉔	⑫	
	純支払利子 別表5の2の2㉕又は別表5の4㉖	②	当該事業年度の月数	⑬	月
	純支払賃借料 別表5の2の2㉗又は別表5の5㉘	③	⑫× $\frac{⑬}{12}$	⑭	
	収益配分額 ①+②+③	④	控除額計 別表5の2の3㉑、同表㉒若しくは 同表㉓又は別表5の2の4㉒	⑮	
単年度損益 第6号様式㉙又は別表5㉚		⑤	差引 ⑭-⑮	⑯	
付加価値額 ④+⑤		⑥	⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰	
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ①/④		⑦	$\left[ \begin{array}{l} \text{⑰のうち1,000億円を超え} \\ \text{5,000億円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱	
雇用額の 安定計 控除額 ④× $\frac{70}{100}$		⑧	$\left[ \begin{array}{l} \text{⑰のうち5,000億円を超え} \\ \text{1兆円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲	
雇用安定控除額 ①-⑧		⑨	仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳	
雇用者給与等支給増加額 別表5の6の3㉛		⑩	国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数	㉑	人
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩		⑪	国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業者数	㉒	
			国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業者数	㉓	
			計 ⑲+⑳+㉑	㉔	
			課税標準となる資本金等の額 ㉔又は㉔×㉕/㉖、㉔×㉗/㉘若しくは㉔×㉙/㉚	㉕	

2. 資本金等の額の明細

区分	期首現在の金額 ㉕	当期中の減少額 ㉗	当期中の増加額 ㉘	差引期末現在の金額 ㉙ (㉕-㉗+㉘)
資本金の額 又は出資金の額	1			
資本金の額及び資本準備金 の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額	3			
期中に金額の増減が あった場合の理由等				

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和 令和	年	月	日から 日まで

## 資本金等の額に関する計算書

### 1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓、㉔若しくは㉕	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業員数	④	
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人									
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤	⑬	%
差引	⑤-⑥	⑦					非課税事業を併せて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は(⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業員 数	⑭	人
再差引	⑦-⑧	⑨					国内における事務所又は事業所の期末の従業員 数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩						(この欄は斜線が入ります)		
課税標準の特例に係る控除額	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

### 2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係						法附則第9条第1項関係							
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑭	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑮						法附則第9条第1項に係る額 ⑭×2	⑮					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除 仮計	⑯						法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項関係						
資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑰						月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑯-⑰)	⑱	兆	十億	百万	千	円
資本準備金の額 仮計	⑱						課税標準の特例に係る控除割合	⑲					
⑱と⑲のいずれか大きい額	⑳						未収金の帳簿価額	㉑					円
							総資産価額	㉒					
							課税標準の特例に係る控除額 (⑲×㉒)又は(⑲×㉓/㉔)	㉓	兆	十億	百万	千	円
							法附則第9条第23項関係						
							資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓	㉔	兆	十億	百万	千	円
							政府の出資の金額	㉕					
							法附則第9条第23項に係る額 ㉔-㉕	㉖					

### 3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員 数	㉑	人
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉑						期末の総従業員数	㉒	
差引	㉑-㉒	㉓					非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉓×㉔/㉕	㉔						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉕	人
控除額計 ㉑+㉔	㉖						国内における事務所又は事業所の期末の従業員 数	㉖	

第六号様式別表五の二の三(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分			
	法人番号								
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで

## 資本金等の額に関する計算書

### 1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人	
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓、㉔若しくは㉕	① 兆 十億 百万 千 円
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数	③
期末の総従業員数	④
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人	
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤ 兆 十億 百万 千 円
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥
差引	⑤-⑥ ⑦
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は (⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧
再差引	⑦-⑧ ⑨
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩
課税標準の特例に係る控除額	⑪
控除額計	⑥+⑧+⑩+⑪ ⑫
特定内国法人	
特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤	⑬ %
非課税事業を併せて行う法人	
国内における非課税事業に係る期末の従業員数	⑭
国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	⑮

### 2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係		法附則第9条第1項関係	
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑬ 兆 十億 百万 千 円	資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑭ 兆 十億 百万 千 円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑮	法附則第9条第1項に係る額 ⑭×2	⑯
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除 仮計	⑮	法附則第9条第4項から第7項まで及び第18項関係	
⑮+⑮-⑮	⑯	月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は (⑯-⑰)	⑰ 兆 十億 百万 千 円
資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑰	課税標準の特例に係る控除割合	⑱
資本準備金の額	⑱	未収金の帳簿価額	⑲ 円
仮計	⑰+⑱	総資産価額	⑳
⑰と⑱のいずれか大きい額	㉑	課税標準の特例に係る控除額 (⑰×⑱)又は (⑰×⑲/⑳)	㉒ 兆 十億 百万 千 円
法附則第9条第24項関係		資本金等の額 別表5の2下表3㉔又は㉕	㉓ 兆 十億 百万 千 円
		政府の出資の金額	㉔
		法附則第9条第24項に係る額 ㉓-㉔	㉕

### 3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳ 兆 十億 百万 千 円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉑
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉑	期末の総従業員数	㉒
差引	⑳-㉑ ㉓	非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人	
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉓×㉔/㉕	㉓	国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数	㉔
控除額計	㉑+㉓ ㉕	国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉕

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書  
 (法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)  
 第1号  
 第3号  
 第4号

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表五の六の三 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

期末現在の資本金の額又は出資金の額	①	円	適用可否	③	
期末現在の常時使用する従業員の数	②	人			
継続雇用者給与等支給増加割合の計算					
継続雇用者給与等支給額 (33の1)	④	円	継続雇用者給与等支給増加額 ④ - ⑤ (マイナスの場合は0)	⑥	円
継続雇用者比較給与等支給額 (33の2)又は(33の3)	⑤		継続雇用者給与等支給増加割合 ⑥ / ⑤ (⑤=0の場合は0)	⑦	
控除対象雇用者給与等支給増加額の計算					
雇用者給与等支給額 ⑮	⑧	円	調整雇用者給与等支給額 ⑲	⑪	円
比較雇用者給与等支給額 ⑲	⑨		調整比較雇用者給与等支給額 ⑳	⑫	
雇用者給与等支給増加額 ⑧ - ⑨ (マイナスの場合は0)	⑩		調整雇用者給与等支給増加額 ⑪ - ⑫ (マイナスの場合は0)	⑬	
控除対象雇用者給与等支給増加額 (⑩と⑬のうち少ない金額)					
雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算					
国内雇用者に対する 給与等の支給額 ⑮	⑮	円	⑮のうち雇用安定助成金額 ⑰	⑮	円
⑮の給与等に充てるため他の 者から支払を受ける金額 ⑯	⑯	円	調整雇用者給与等支給額 ⑮ - ⑯ (マイナスの場合は0)	⑱	円
比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は 前連結事業年度 ⑳	⑳	円	⑳のうち雇用安定助成金額 ㉒	㉓	円
国内雇用者に対する 給与等の支給額 ㉑	㉑	円	㉑の給与等に充てるため他の 者から支払を受ける金額 ㉒	㉓	円
適用年度の月数 ㉒の前事業年度又は前連結事業年度の月数 ㉔	㉔			㉔	
比較雇用者給与等支給額 (㉑ - ㉒ + ㉓) × ㉔ (マイナスの場合は0)					
調整比較雇用者給与等支給額 (㉑ - ㉒) × ㉔ (マイナスの場合は0)					
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算					
継続雇用者給与等支給額の計算 適用年度					
継続雇用者比較給与等支給額の計算 前事業年度等					
継続雇用者比較給与等支給額の計算 前一年事業年度特定期間等					
事業年度等又は連結事業年度等	㉖		：	：	：
継続雇用者に対する給与等の支給額	㉘	円			円
同上の給与等に充てるため 他の者から支払を受ける金額	㉙				
同上のうち雇用安定助成金額	㉚				
差引 ㉘ - ㉙ + ㉚	㉛				
適用年度の月数 (㉖の3)の月数	㉜				
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者 比較給与等支給額 ㉛又は(㉛×㉜)	㉝				円
労働者派遣等をした法人の計算					
報酬給与額 別表5の3⑫	㉞	円	㉞と(㉞×75%)のうち少ない金額	㉟	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額 の合計 別表5の3⑬	㉟		控除対象額 ⑭ × ㉞ / (㉞ + ㉟)	㊱	
派遣先から支払を受ける金額 の合計 別表5の3⑭	㊱				
事業税を課されない事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人の計算					
⑪のうち所得等課税事業に係る額 又は⑪ × ⑬ / ⑭	㊲	円	国内における所得等課税 事業に係る期末の従業者数	⑬	人
⑪のうち収入金額等課税事業に 係る額又は⑪ × ⑮ / ⑭	㊳		国内における収入金額等課税 事業に係る期末の従業者数	⑭	
⑪のうち特定ガス供給業に係る額 又は⑪ × ⑯ / ⑭	㊴		国内における特定ガス供給 業に係る期末の従業者数	⑮	
控除対象額 ⑭ × ㊲ / ⑮、㊳ × ㊲ / ⑮、⑯ × ㊲ / ⑮、 ㊴ × ㊲ / ⑮、⑭ × ㊲ / ⑮又は㊲ × ㊲ / ⑮	㊵		国内における事務所又は 事業所の期末の従業者数	⑯	
付加価値額から控除する額の計算					
報酬給与額 別表5の2①	㊶	円	雇用安定控除調整率 (㊶ - ㊷) / ㊶	㊸	
雇用安定控除額 別表5の2②	㊷		付加価値額からの控除額 ⑭ × ㊸、㊳ × ㊸又は㊵ × ㊸	㊹	円

給与等の支給額が増加した場合の  
付加価値額の控除に関する明細書  
(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)  
第1号  
第3号  
第4号

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表五の六の三 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) 一

期末現在の資本金の額又は出資金の額	①	円	適用可否	③	
期末現在の常時使用する従業員の数	②	人			
継続雇用者給与等支給増加割合の計算					
継続雇用者給与等支給額 (④の1)	④	円	継続雇用者給与等支給増加額 ④ - ⑤ (マイナスの場合は0)	⑥	円
継続雇用者比較給与等支給額 (④の2)又は(④の3)	⑤		継続雇用者給与等支給増加割合 ⑥ / ⑤ (⑤=0の場合は0)	⑦	
控除対象雇用者給与等支給増加額の計算					
雇用者給与等支給額 ⑱	⑧	円	調整雇用者給与等支給額 ⑳	⑫	円
比較雇用者給与等支給額 ㉔	⑨		調整比較雇用者給与等支給額 ㉑	⑬	
雇用者給与等支給増加額 ⑧ - ⑨ (マイナスの場合は0)	⑩		調整雇用者給与等支給増加額 ⑫ - ⑬ (マイナスの場合は0)	⑭	
雇用者給与等支給増加割合 ⑩ / ⑨ (⑨=0の場合は0)	⑪		控除対象雇用者給与等支給増加額 (⑩と⑭のうち少ない金額)	⑮	
雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算					
国内雇用者に対する 給与等の支給額 ⑯	⑬	円	⑰のうち雇用安定助成金額 ⑱	⑰	円
	⑭	円	雇用者給与等支給額 ⑯ - ⑰ + ⑱ (マイナスの場合は0)	⑲	円
		円	調整雇用者給与等支給額 ⑯ - ⑰ (マイナスの場合は0)	⑳	円
比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度 ⑳	国内雇用者に対する 給与等の支給額 ㉒	円	㉓のうち雇用安定助成金額 ㉔	㉒	円
：	：	円	：	：	円
比較雇用者給与等支給額 (㉒ - ㉓ + ㉔) × ㉕ (マイナスの場合は0)				㉖	円
調整比較雇用者給与等支給額 (㉒ - ㉓) × ㉕ (マイナスの場合は0)				㉗	
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算					
		継続雇用者給与等支給額の計算 適用年度		継続雇用者比較給与等支給額の計算 前事業年度	
		1		2	
		3		4	
事業年度等	㉘		：	：	：
継続雇用者に対する給与等の支給額	㉙	円			円
同上の給与等に充てるため 他の者から支払を受ける金額	㉚				
同上のうち雇用安定助成金額	㉛				
差引 ㉙ - ㉚ + ㉛	㉜				
適用年度の月数 (㉘の3)の月数	㉝				
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者 比較給与等支給額 ㉜又は(㉜×㉝)	㉞				円
労働者派遣等をした法人の計算					
報酬給与額 別表5の3⑫	㉟	円	㉟と(㉟×75%)のうち少ない金額	㊱	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額 の合計 別表5の3⑬	㊲		控除対象額 ⑮ × ㉟ / (㉟ + ㊱)	㊳	
派遣先から支払を受ける金額 の合計 別表5の3⑭	㊴				
事業税を課されない事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人の計算					
⑫のうち所得等課税事業に係る額 又は⑫ × ④④ / ④⑦	④④	円	国内における所得等課税 事業に係る期末の従業者数	④④	人
⑫のうち収入金額等課税事業に 係る額又は⑫ × ④⑤ / ④⑦	④⑤		国内における収入金額等課税 事業に係る期末の従業者数	④⑤	
⑫のうち特定ガス供給業に係る額 又は⑫ × ④⑥ / ④⑦	④⑥		国内における特定ガス供給 業に係る期末の従業者数	④⑥	
控除対象額 ⑮ × ④④ / ④⑦、④⑤ × ④④ / ④⑦、④⑥ × ④④ / ④⑦、 ④⑧ × ④④ / ④⑦、④⑨ × ④④ / ④⑦又は④⑧ × ④④ / ④⑦	④⑦		国内における事務所又は 事業所の期末の従業者数	④⑦	
付加価値額から控除する額の計算					
報酬給与額 別表5の2①	④⑧	円	雇用安定控除調整率 (④⑧ - ④⑨) / ④⑧	④⑨	
雇用安定控除額 別表5の2②	④⑨		付加価値額からの控除額 ⑮ × ④⑨、④⑧ × ④⑨又は④⑦ × ④⑨	④⑩	円

# 収入金額に関する計算書

(法第72条の2第1項第2号第3号に掲げる事業)  
第2号  
第3号  
第4号

事業 年度	・ ・	・ ・	法人名
----------	--------	--------	-----

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	摘要		金額
			円
収入金額の総額			
		計	①
控除される金額			
		計	②
	差引計	①-②	③
	法附則第9条第8項の規定による控除額(⑤に掲げるものを除く。)		④
	法附則第9条第8項の規定による控除額 (政令附則第6条の2第2項第1号ロ及びハに定める収入金額に係るものに限る。)		⑤
	法附則第9条第10項の規定による控除額		⑥
	法附則第9条第18項の規定による控除額		⑦
	法附則第9条第19項の規定による控除額		⑧
	法附則第9条第20項の規定による控除額		⑨
	法附則第9条第21項の規定による控除額		⑩
	法附則第9条第22項の規定による控除額		⑪
	法附則第9条第24項の規定による控除額		⑫
	計	③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫	⑬

# 収入金額に関する計算書

(法第72条の2第1項第2号第3号に掲げる事業)  
第2号  
第3号  
第4号

事業 年度	・ ・	・ ・	法人名
----------	--------	--------	-----

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	摘要		金額
			円
収入金額の総額			
		計	①
控除される金額			
		計	②
	差引計	①-②	③
	法附則第9条第8項の規定による控除額(⑤に掲げるものを除く。)		④
	法附則第9条第8項の規定による控除額 (政令附則第6条の2第2項第1号ロ及びハに定める収入金額に係るものに限り。)		⑤
	法附則第9条第10項の規定による控除額		⑥
	法附則第9条第19項の規定による控除額		⑦
	法附則第9条第20項の規定による控除額		⑧
	法附則第9条第21項の規定による控除額		⑨
	法附則第9条第22項の規定による控除額		⑩
	法附則第9条第23項の規定による控除額		⑪
	法附則第9条第25項の規定による控除額		⑫
	計	③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫	⑬

受付印	令和 年 月 日	法人番号	申告年月日
	殿	年 月 日	
所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記)	(電話 )	事業種目	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額
(ふりがな)			兆 十億 百万 千 円
法人名			前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
(ふりがな)			前期末現在の 資本金等の額
代表者氏名	経理責任者氏名		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の **道府県民税の予定申告書** ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (41)の金額	19	兆	十億	百万	千	円	00
所得割額 (42× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	20						00
付加価値割額 (43× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	21						00
資本割額 (44× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	22						00
収入割額 (45× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	23						00
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (51)	24						00
特別法人事業税額 (24× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	25						00
予定申告税額 (20+21+22+23+25)	26						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	27						00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	28						00
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細							
摘要	課税標準	税率 (100)	税額				
所得割	所得金額総額 (29)		兆 十億 百万 千 円				
	所得金額 (30)		兆 十億 百万 千 円				
付加価値割	付加価値額総額 (31)		兆 十億 百万 千 円				
	付加価値額 (32)		兆 十億 百万 千 円				
資本割	資本金等の額総額 (33)		兆 十億 百万 千 円				
	資本金等の額 (34)		兆 十億 百万 千 円				
収入割	収入金額総額 (35)		兆 十億 百万 千 円				
	収入金額 (36)		兆 十億 百万 千 円				
合計事業税額 (30+32+34+36)		37					
事業税の特定寄附金税額控除額		38					
仮装経理に基づく事業税額の控除額		39					
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		40					
納付すべき事業税額 (37-38-39-40)		41					
④の内訳	所得割 (42)		兆 十億 百万 千 円				
	資本割 (44)		兆 十億 百万 千 円				
所得割 (42)			兆 十億 百万 千 円				
収入割 (45)			兆 十億 百万 千 円				
合計特別法人事業税額 (46+47)		48					
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		49					
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		50					
納付すべき特別法人事業税額 (48-49-50)		51					
備考							
道府県民税				道府県民税			
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (18)の金額	1	兆	十億	百万	千	円	00
予定申告税額 (1× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ )	2						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	3						00
この申告により納付すべき法人税割額 (2-3)	4						00
均等割額	5						月
算定期間中において事務所等を有していた月数	6						円
この申告により納付すべき道府県民税額 (4+6)	7						00
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細							
(特別控除戻取戻税額等又は個別帰属特別控除戻取戻税額等)課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	8						円
法人税割額	9						
道府県民税の特定寄附金税額控除額	10						
税額控除超過額相当額の加算額	11						
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	12						
外国の法人税等の額の控除額	13						
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	14						
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	15						
納付すべき法人税割額 (9-10+11-12-13-14-15)	16						
⑧のうち特別控除戻取戻税額等又は個別帰属特別控除戻取戻税額等に係る法人税割額	17						
差引法人税割額 (16-17)	18						
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	52						
この申告の期間							
前事業年度又は前連結事業年度の期間							
通算親法人の事業年度の期間							
関与税理士署名							(電話 )

（事業税）

（特別法人事業税）

受付印	令和 年 月 日	法人番号	申告年月日
	殿	年 月 日	
所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記)	(電話)	事業種目	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額
(ふりがな)			兆 十億 百万 千 円
法人名			前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
(ふりがな)	(ふりがな)		前期末現在の 資本金等の額
代表者氏名	経理責任者氏名		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (41)の金額	19	兆	十億	百万	千	円	00
所得割額 (42× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	20						00
付加価値割額 (43× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	21						00
資本割額 (44× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	22						00
収入割額 (45× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	23						00
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (51)	24						00
特別法人事業税額 (24× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	25						00
予定申告税額 (20+21+22+23+25)	26						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	27						00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 (26-27)	28						00
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細							
摘要	課税標準	税率 (100)	税額				
所得割	所得金額総額 (29)		兆 十億 百万 千 円				
	所得金額 (30)		兆 十億 百万 千 円				
付加価値割	付加価値額総額 (31)		兆 十億 百万 千 円				
	付加価値額 (32)		兆 十億 百万 千 円				
資本割	資本金等の額総額 (33)		兆 十億 百万 千 円				
	資本金等の額 (34)		兆 十億 百万 千 円				
収入割	収入金額総額 (35)		兆 十億 百万 千 円				
	収入金額 (36)		兆 十億 百万 千 円				
合計事業税額 (30+32+34+36)		37					
事業税の特定寄附金税額控除額		38					
仮装経理に基づく事業税額の控除額		39					
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		40					
納付すべき事業税額 (37-38-39-40)		41					
④の内訳	所得割 (42)		兆 十億 百万 千 円				
	資本割 (44)		兆 十億 百万 千 円				
所得割 (42)			兆 十億 百万 千 円				
付加価値割 (43)			兆 十億 百万 千 円				
収入割 (45)			兆 十億 百万 千 円				
摘要		課税標準	税率 (100)	税額			
所得割に係る特別法人事業税額 (46)				兆 十億 百万 千 円			
収入割に係る特別法人事業税額 (47)				兆 十億 百万 千 円			
合計特別法人事業税額 (46+47)		48					
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		49					
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		50					
納付すべき特別法人事業税額 (48-49-50)		51					
備考							
道府県民税		前事業年度の法人税割額 (18)の金額	1	兆 十億 百万 千 円			
		00					
		予定申告税額 (1× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	2	兆 十億 百万 千 円			
		00					
		この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	3	兆 十億 百万 千 円			
		00					
		この申告により納付すべき法人税割額 (2-3)	4	兆 十億 百万 千 円			
		00					
均等割額		算定期間中において事務所等を有していた月数	5	兆 十億 百万 千 円			
		月					
		円× $\frac{5}{12}$	6	兆 十億 百万 千 円			
		00					
		この申告により納付すべき道府県民税額 (4+6)	7	兆 十億 百万 千 円			
		00					
前事業年度の法人税割額の明細		(特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額	8	兆 十億 百万 千 円			
		法人税割額	9	兆 十億 百万 千 円			
		道府県民税の特定寄附金税額控除額	10	兆 十億 百万 千 円			
		税額控除超過額相当額の加算額	11	兆 十億 百万 千 円			
		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	12	兆 十億 百万 千 円			
		外国の法人税等の額の控除額	13	兆 十億 百万 千 円			
		仮装経理に基づく法人税割額の控除額	14	兆 十億 百万 千 円			
		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	15	兆 十億 百万 千 円			
		納付すべき法人税割額 (9-10+11-12-13-14-15)	16	兆 十億 百万 千 円			
		⑥のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	17	兆 十億 百万 千 円			
		差引法人税割額 (16-17)	18	兆 十億 百万 千 円			
		法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	52	兆 十億 百万 千 円			
この申告の期間				兆 十億 百万 千 円			
前事業年度の期間				兆 十億 百万 千 円			
通算親法人の事業年度の期間				兆 十億 百万 千 円			
関与税理士署名				兆 十億 百万 千 円			
				兆 十億 百万 千 円			

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

殿

所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	事業種目	兆	十億	百万	千	円
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額					
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額					
代表者 氏名	経理責任者 氏名					

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の

道府県民税  
特別法人事業税

の予定申告書

事業税		道府県民税	
前事業年度の事業税額 (54)の金額	⑧	兆	十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業			
所得割額 (55) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億 百万 千 円
付加価値割額 (56) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩		
資本割額 (57) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業			
収入割額 (58) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業			
所得割額 (59) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億 百万 千 円
付加価値割額 (60) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭		
資本割額 (61) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮		
収入割額 (62) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯		
特別業 法人税	前事業年度の特別法人事業税額 (69)の金額	⑰	兆 十億 百万 千 円
	特別法人事業税額 (17) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱	兆 十億 百万 千 円
予定申告税額 (9)+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯	⑲		
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳		
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額	㉑		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒		
備考			
関与税理士署名	(電話 )		

第六号の三様式 (その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

		事業年度		. . . .		法人名								
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細						前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細								
摘要		課税標準		税率 (100)		税額		<small>(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)</small> <small>課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額</small>		<small>兆</small> <small>十億</small> <small>百万</small> <small>千</small> <small>円</small> <small>( )</small>				
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業														
所得割	所得金額総額	③4	兆 十億 百万 千 円		/				法人税割額	②4				
	所得金額	③5			兆 十億 百万 千 円				道府県民税の特定寄附金税額控除額	②5				
付加価値割	付加価値額総額	③6	兆 十億 百万 千 円		/				税額控除超過額相当額の加算額	②6				
	付加価値額	③7			兆 十億 百万 千 円				外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別帰属特別控除取戻税額等相当額の控除額	②7				
資本割	資本金等の額総額	③8	兆 十億 百万 千 円		/				外国の法人税等の額の控除額	②8				
	資本金等の額	③9			兆 十億 百万 千 円				仮装経理に基づく法人税割額の控除額	②9				
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業														
収入割	収入金額総額	④0	兆 十億 百万 千 円		/				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	③0				
	収入金額	④1			兆 十億 百万 千 円				納付すべき法人税割額 ②4-②5+②6-②7-②8-②9-③0	③1				
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業														
所得割	所得金額総額	④2	兆 十億 百万 千 円		/				④1のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	③2				
	所得金額	④3			兆 十億 百万 千 円				差引法人税割額 ③1-②6-③2	③3				
付加価値割	付加価値額総額	④4	兆 十億 百万 千 円		/				<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>					
	付加価値額	④5			兆 十億 百万 千 円									
資本割	資本金等の額総額	④6	兆 十億 百万 千 円		/									
	資本金等の額	④7			兆 十億 百万 千 円									
収入割	収入金額総額	④8	兆 十億 百万 千 円		/									
	収入金額	④9			兆 十億 百万 千 円									
合計事業税額 ③5+③7+③9+④1+④3+④5+④7+④9				⑤0										
事業税の特定寄附金税額控除額				⑤1										
仮装経理に基づく事業税額の控除額				⑤2										
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				⑤3										
納付すべき事業税額 ⑤0-⑤1-⑤2-⑤3				⑤4										
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業														
⑤4の内訳	所得割	⑤5	兆 十億 百万 千 円		/		付加価値割					⑤6	兆 十億 百万 千 円	
	資本割	⑤7			/		収入割					⑤8		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業														
⑤4の内訳	所得割	⑤9	兆 十億 百万 千 円		/		付加価値割		⑥0	兆 十億 百万 千 円				
	資本割	⑥1			/		収入割		⑥2					
摘要		課税標準		税率 (100)		税額								
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額		⑥3		兆 十億 百万 千 円		0.0								
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		⑥4				0.0								
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		⑥5				0.0								
合計特別法人事業税額 (⑥3+⑥4+⑥5)				⑥6										
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				⑥7										
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				⑥8										
納付すべき特別法人事業税額 ⑥6-⑥7-⑥8				⑥9										

(事業税)

(特別法人事業税)

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

殿

所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	事業種目	兆	十億	百万	千	円
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額					
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額					
代表者 氏名	経理責任者 氏名					

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の

道府県民税  
特別法人事業税

の予定申告書

事業税		道府県民税	
前事業年度の事業税額 (54)の金額	⑧	兆	十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業		前事業年度の法人税割額 (33)の金額	①
所得割額 (55) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億 百万 千 円
付加価値割額 (56) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩	兆	十億 百万 千 円
資本割額 (57) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪	兆	十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業		この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③
収入割額 (58) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業		この申告により納付すべき法人税割額 (2) - (3)	④
所得割額 (59) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億 百万 千 円
付加価値割額 (60) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭	兆	十億 百万 千 円
資本割額 (61) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮	兆	十億 百万 千 円
収入割額 (62) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯	兆	十億 百万 千 円
特別業 法人税	前事業年度の特別法人事業税額 (69)の金額	兆	十億 百万 千 円
	特別法人事業税額 (17) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	兆	十億 百万 千 円
前事業年度の特別法人事業税額 (69)の金額	⑰	兆	十億 百万 千 円
特別法人事業税額 (17) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱	兆	十億 百万 千 円
予定申告税額 (9) + (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (18)	⑲	兆	十億 百万 千 円
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳	兆	十億 百万 千 円
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 (19) - (20)	㉑	兆	十億 百万 千 円
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒	兆	十億 百万 千 円
備考			
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	兆	十億 百万 千 円
この申告により納付すべき道府県民税額 (4) + (6)	⑦	兆	十億 百万 千 円
この申告の期間	・	・	・
前事業年度の期間	・	・	・
通算親法人の事業年度の期間	・	・	・
関与税理士署名	(電話 )		

第六号の三様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

		事業年度		. . . .		法人名												
(事業税)	前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細						前事業年度の法人税割額の明細											
	摘要		課税標準		税率 (100)		税額		(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		23		兆 十億 百万 千 円					
	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業																	
	所得割	所得金額総額	34	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		法人税割額	24							
		所得金額	35			/		兆 十億 百万 千 円		道府県民税の特定寄附金税額控除額	25							
	付加価値割	付加価値額総額	36	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		税額控除超過額相当額の加算額	26							
		付加価値額	37			/		兆 十億 百万 千 円		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	27							
	資本割	資本金等の額総額	38	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		外国の法人税等の額の控除額	28							
		資本金等の額	39			/		兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人税割額の控除額	29							
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業																	
	収入割	収入金額総額	40	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	30							
		収入金額	41			/		兆 十億 百万 千 円		納付すべき法人税割額 24-25+26-27-28-29-30	31							
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業																	
	所得割	所得金額総額	42	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		③のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	32							
		所得金額	43			/		兆 十億 百万 千 円		差引法人税割額 31-26-32	33							
	付加価値割	付加価値額総額	44	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		(この欄は空白)								
		付加価値額	45			/		兆 十億 百万 千 円										
	資本割	資本金等の額総額	46	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円										
		資本金等の額	47			/		兆 十億 百万 千 円										
	収入割	収入金額総額	48	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円										
		収入金額	49			/		兆 十億 百万 千 円										
	合計事業税額 35+37+39+41+43+45+47+49				50													
	事業税の特定寄附金税額控除額				51													
	仮装経理に基づく事業税額の控除額				52													
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額				53													
	納付すべき事業税額 50-51-52-53				54													
	(特別法人事業税)	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業																
		所得割	55	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	兆 十億 百万 千 円											
			56															
		資本割	57			収入割												
			58															
		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業																
		所得割	59	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	兆 十億 百万 千 円											
			60															
	資本割	61			収入割													
		62																
	摘要		課税標準		税率 (100)		税額											
	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額		63		兆 十億 百万 千 円		0.0											
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		64				0.0											
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		65				0.0											
	合計特別法人事業税額 (63+64+65)				66													
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				67													
	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				68													
	納付すべき特別法人事業税額 66-67-68				69													

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

殿

所在地 <small>(本店が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	事業種目	兆	十億	百万	千	円
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	(				)
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額					
代表者 氏名	経理責任者 氏名					

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の予定申告書

事業税				道府県民税												
前事業年度の事業税額 (63)の金額	⑧	兆	十億	百万	千	円	00									
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				前事業年度又は前連結事業 年度の法人税割額 (36)の金額	①	兆	十億	百万	千	円	00					
所得割額 (64) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億	百万	千	円	00	予定申告税額 (1) × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	②	兆	十億	百万	千	円	00	
付加価値割額 (65) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩	兆	十億	百万	千	円	00	この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法人 税割額	③	兆	十億	百万	千	円	00	
資本割額 (66) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪	兆	十億	百万	千	円	00	この申告により納付 すべき法人税割額 ②-③	④	兆	十億	百万	千	円	00	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				均等 割額	⑤	兆	十億	百万	千	円	00					
収入割額 (67) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億	百万	千	円	00	算定期間中において 事務所等を有していた月数	⑥	兆	十億	百万	千	円	00	
所得割額 (68) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億	百万	千	円	00	円 × $\frac{⑤}{12}$	⑦	兆	十億	百万	千	円	00	
付加価値割額 (69) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭	兆	十億	百万	千	円	00	この申告により納付 すべき道府県民税額 ④+⑥	⑦	兆	十億	百万	千	円	00	
資本割額 (70) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮	兆	十億	百万	千	円	00	この申告の期間	・	・	・	・	・	・		
収入割額 (71) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯	兆	十億	百万	千	円	00	前事業年度又は前連結事業 年度の期間	・	・	・	・	・	・		
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				特別業 法人税	⑰	兆	十億	百万	千	円	00	通算親法人の事業年度 の期間	・	・	・	
付加価値割額 (72) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑰	兆	十億	百万	千	円	00	前事業年度の特別法人事業税額 (86)の金額	⑳	兆	十億	百万	千	円	00	
資本割額 (73) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱	兆	十億	百万	千	円	00	特別法人事業税額 (20) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	㉑	兆	十億	百万	千	円	00	
収入割額 (74) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑲	兆	十億	百万	千	円	00	予 定 申 告 税 額 (9)+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+㉑)	㉒	兆	十億	百万	千	円	00	
特別業 法人税	前事業年度の特別法人事業税額 (86)の金額	⑳	兆	十億	百万	千	円	00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉓	兆	十億	百万	千	円	00
特別業 法人税	特別法人事業税額 (20) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	㉑	兆	十億	百万	千	円	00	この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額	㉔	兆	十億	百万	千	円	00
予 定 申 告 税 額 (9)+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+㉑)	㉒	兆	十億	百万	千	円	00	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉕	兆	十億	百万	千	円	00	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉓	兆	十億	百万	千	円	00	備考								
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額	㉔	兆	十億	百万	千	円	00	関与税理士 署名								
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉕	兆	十億	百万	千	円	00	(電話)								

第六号の三様式(その3) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

事業年度 . . . 法人名

前事業年度の事業税額の明細					前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細								
摘要		課税標準		税率 (100)	税額		(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額						
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業													
所得割	所得金額総額	③7	兆	十億	百万	千	円	法人税割額	②7				
	所得金額	③8							道府県民税の特定 寄附金税額控除額	②8			
付加価値割	付加価値額総額	③9						税額控除超過額 相当額の加算額	②9				
	付加価値額	④0						外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	③0				
資本金割	資本金等の額総額	④1						外国の法人税等 の額の控除額	③1				
	資本金等の額	④2						仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	③2				
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業													
収入割	収入金額総額	④3	兆	十億	百万	千	円	租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	③3				
	収入金額	④4						納付すべき法人税割額 ②7-②8+②9-③0-③1-③2-③3	③4				
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業													
所得割	所得金額総額	④5	兆	十億	百万	千	円	差引法人税割額 ③4-②9-③5	③6				
	所得金額	④6											
付加価値割	付加価値額総額	④7						前事業年度の特別法人事業税額の明細					
	付加価値額	④8						法第72条の2第1項第1号に掲 げる事業の基準法人所得割額	⑦5				
資本金割	資本金等の額総額	④9						同上に対する特別法人事業税額 (⑦5× / 100)	⑦6				
	資本金等の額	⑤0						法第72条の2第1項第2号に掲 げる事業の基準法人収入割額	⑦7				
収入割	収入金額総額	⑤1						同上に対する特別法人事業税額 (⑦7× / 100)	⑦8				
	収入金額	⑤2						法第72条の2第1項第3号に掲 げる事業の基準法人収入割額	⑦9				
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業													
付加価値割	付加価値額総額	⑤3	兆	十億	百万	千	円	同上に対する特別法人事業税額 (⑦9× / 100)	⑧0				
	付加価値額	⑤4						法第72条の2第1項第4号に掲 げる事業の基準法人収入割額	⑧1				
資本金割	資本金等の額総額	⑤5						同上に対する特別法人事業税額 (⑧1× / 100)	⑧2				
	資本金等の額	⑤6						合計特別法人事業税額 (⑦6+⑦8+⑧0+⑧2)	⑧3				
収入割	収入金額総額	⑤7						仮装経理に基づく 特別法人事業税額の控除額	⑧4				
	収入金額	⑤8						租税条約の実施に係る 特別法人事業税額の控除額	⑧5				
合計事業税額 ③8+④0+④2+④4+④6+④8+⑤0+⑤2+⑤4+⑤6+⑤8					⑤9			納付すべき特別法人事業税額 ⑧3-⑧4-⑧5	⑧6				
事業税の特定寄附金税額控除額					⑥0			<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; transform: rotate(45deg);"></div>					
仮装経理に基づく事業税額の控除額					⑥1								
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					⑥2								
納付すべき事業税額 ⑤9-⑥0-⑥1-⑥2					⑥3								
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業													
所得割	⑥4	兆	十億	百万	千	円	付加価値割	⑥5	兆	十億	百万	千	円
	資本金割	⑥6					収入割	⑥7					
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業													
所得割	⑥8	兆	十億	百万	千	円	付加価値割	⑥9	兆	十億	百万	千	円
	資本金割	⑦0					収入割	⑦1					
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業													
資本金割	⑦3	兆	十億	百万	千	円	付加価値割	⑦2	兆	十億	百万	千	円
							収入割	⑦4					

第六号の三様式(その3) 次葉(用紙日本産業規格A4・草色) (第二条・第五条・第十条の二関係)

⑥3の内訳

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

殿

所在地 <small>(本店が支店等 の場合は本店 所在地と併記)</small>  (ふりがな)	(電話 )	事業種目	兆	十億	百万	千	円
法人名  (ふりがな)		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	( )				
代表者名  (ふりがな)	経理責任者 氏名  (ふりがな)	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
		前期末現在の 資本金等の額					

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の予定申告書 ※

事業税				道府県民税											
前事業年度の事業税額 (63)の金額	⑧	兆	十億	百万	千	円	00								
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				前事業年度の法人税割額 (36)の金額	①	兆	十億	百万	千	円	00				
所得割額 (64) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億	百万	千	円	00	予定申告税額 (1) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	②	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (65) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩	兆	十億	百万	千	円	00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	兆	十億	百万	千	円	00
資本割額 (66) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪	兆	十億	百万	千	円	00	この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	④	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				均等割額	⑤	兆	十億	百万	千	円	00				
収入割額 (67) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億	百万	千	円	00	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	兆	十億	百万	千	円	00				
所得割額 (68) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億	百万	千	円	00	この申告により納付すべき道府県民税額 ④+⑥	⑦	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (69) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭	兆	十億	百万	千	円	00	この申告の期間	・	・					
資本割額 (70) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮	兆	十億	百万	千	円	00	前事業年度の期間	・	・					
収入割額 (71) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯	兆	十億	百万	千	円	00	通算親法人の事業年度の期間	・	・					
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				備考											
付加価値割額 (72) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑰	兆	十億	百万	千	円	00	関与税理士 署名 (電話 )							
資本割額 (73) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱	兆	十億	百万	千	円	00								
収入割額 (74) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑲	兆	十億	百万	千	円	00								
特別業 法人税	前事業年度の特別法人事業税額 (86)の金額	⑳	兆	十億	百万	千	円	00							
	特別法人事業税額 (20) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	㉑	兆	十億	百万	千	円	00							
予 定 申 告 税 額	(9)+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+㉑)	㉒	兆	十億	百万	千	円	00							
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額		㉓	兆	十億	百万	千	円	00							
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	㉒-㉓	㉔	兆	十億	百万	千	円	00							
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉕	兆	十億	百万	千	円	00								

第六号の三様式(その3) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

前事業年度の事業税額の明細					前事業年度の法人税割額の明細									
摘要		課税標準		税率 (100)	税額		(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		兆	十億	百万	千	円	
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業														
所得割	所得金額総額	③7	兆	十億	百万	千	円	法人税割額	②7					
	所得金額	③8							道府県民税の特定寄附金税額控除額	②8				
付加価値割	付加価値額総額	③9						税額控除超過額相当額の加算額	②9					
	付加価値額	④0						外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	③0					
資本金割	資本金等の額総額	④1						外国の法人税等の額の控除額	③1					
	資本金等の額	④2						仮装経理に基づく法人税割額の控除額	③2					
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業														
収入割	収入金額総額	④3	兆	十億	百万	千	円	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	③3					
	収入金額	④4						納付すべき法人税割額 ②7-②8+②9-③0-③1-③2-③3	③4					
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業														
所得割	所得金額総額	④5	兆	十億	百万	千	円	差引法人税割額 ③4-②9-③5	③6					
	所得金額	④6							前事業年度の特別法人事業税額の明細					
付加価値割	付加価値額総額	④7						法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	⑦5	兆	十億	百万	千	円
	付加価値額	④8						同上に対する特別法人事業税額 (⑦5× / 100)	⑦6				0.0	
資本金割	資本金等の額総額	④9						法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑦7				0.0	
	資本金等の額	⑤0						同上に対する特別法人事業税額 (⑦7× / 100)	⑦8				0.0	
収入割	収入金額総額	⑤1						法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑦9				0.0	
	収入金額	⑤2						同上に対する特別法人事業税額 (⑦9× / 100)	⑧0				0.0	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業														
付加価値割	付加価値額総額	⑤3	兆	十億	百万	千	円	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑧1				0.0	
	付加価値額	⑤4						同上に対する特別法人事業税額 (⑧1× / 100)	⑧2				0.0	
資本金割	資本金等の額総額	⑤5						合計特別法人事業税額 (⑦6+⑦8+⑧0+⑧2)	⑧3					
	資本金等の額	⑤6						仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	⑧4					
収入割	収入金額総額	⑤7						租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	⑧5					
	収入金額	⑤8						納付すべき特別法人事業税額 ⑧3-⑧4-⑧5	⑧6					
合計事業税額 ③8+④0+④2+④4+④6+④8+⑤0+⑤2+⑤4+⑤6+⑤8					⑤9									
事業税の特定寄附金税額控除額					⑥0									
仮装経理に基づく事業税額の控除額					⑥1									
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					⑥2									
納付すべき事業税額 ⑤9-⑥0-⑥1-⑥2					⑥3									
⑥3の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業													
	所得割	⑥4	兆	十億	百万	千	円	付加価値割	⑥5	兆	十億	百万	千	円
	資本金割	⑥6						収入割	⑥7					
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業													
	所得割	⑥8	兆	十億	百万	千	円	付加価値割	⑥9	兆	十億	百万	千	円
	資本金割	⑦0						収入割	⑦1					
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業													
								付加価値割	⑦2	兆	十億	百万	千	円
	資本金割	⑦3	兆	十億	百万	千	円	収入割	⑦4					

第六号の三様式(その3) 次葉(用紙日本産業規格A4・草色) (第二条・第五条・第十条の二関係)



※ 処理事項	送 信 年 月 日 通 信 日 付 印	確 認	整 理 番 号	事 務 所 区 分	管 理 番 号	申 告 区 分
-----------	------------------------	-----	---------	-----------	---------	---------

令和 年 月 日 殿

所在地 (本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記) (電話) 事業種目

法人番号 申告年月日 (年 月 日)

前期末現在の資本金の額又は出資金の額 (十億 百万 千 円)

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前期末現在の資本金等の額

代表者氏名 (ふりがな) 経理責任者氏名 (ふりがな)

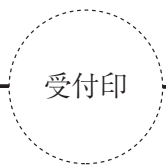
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の市町村民税の予定申告書 ※

摘 要		税 額	
		十億	百万 千 円
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (19の金額)	①		00
予定申告税額 (① × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ )	②		00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		00
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	④		00
均等割額	⑤		月
算定期間中において事務所等を有していた月数	⑥	円 × $\frac{⑤}{12}$	00
この申告により納付すべき市町村民税額 ④+⑥	⑦		00
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数	
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地		人
合 計		⑧	

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		こ の 申 告 の 期 間	
		前事業年度又は前連結事業年度の期間	通算親法人の事業年度の期間
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑨		
法人税割額	⑩		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪		
税額控除超過額相当額の加算額	⑫		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬		
外国の法人税等の額の控除額	⑭		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮		
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯		
納付すべき法人税割額 ⑩-⑪+⑫-⑬-⑭-⑮-⑯	⑰		
⑰のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑱		
差引法人税割額 ⑰-⑱	⑲		

関与税理士署名 (電話)

第二十号の三様式 (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第十条関係) 「別紙」



※ 処理事項	発信年月日 通信日付印	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
	確認				

令和 年 月 日

法人番号 申告年月日 年 月 日

所在地 (本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記) (電話 )

事業種目

前期末現在の資本金の額又は出資金の額 (十億 百万 千 円)

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前期末現在の資本金等の額

法人名 (ふりがな)

代表者氏名 (ふりがな) 経理責任者氏名 (ふりがな)

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の市町村民税の予定申告書 ※

摘 要		税 額	
		十億	百万 千 円
前事業年度の法人税割額 (19の金額)	①		00
予定申告税額 (① × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	②		00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		00
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	④		00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤		月
円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥		00
この申告により納付すべき市町村民税額 ④+⑥	⑦		00

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	人
合 計		⑧

前事業年度の法人税割額の明細		この申告の期間	
		十億	百万 千 円
(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額	⑨		
法人税割額	⑩		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪		
税額控除超過額相当額の加算額	⑫		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬		
外国の法人税等の額の控除額	⑭		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮		
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯		
納付すべき法人税割額 ⑩-⑪+⑫-⑬-⑭-⑮-⑯	⑰		
⑰のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑱		
差引法人税割額 ⑰-⑱	⑲		

関与税理士署名 (電話 )

第二十号の三様式 (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第十条関係) 「別紙 十六」